

「温泉懇」にあなたも意見を

レジオネラ肺炎による死者発生以来、温泉を巡る話題がマスメディアを賑わしています。それは、温泉の在り方を揺るがすような方向に進む可能性もあります。

天然温泉であるか？

源泉の「かけ流し」であるか？

浴槽水を循環しているか？

滅菌操作は行っているか？ などなど

わが国における温泉は「温泉法」によって定義されており、次の条件をクリアすれば「温泉」を名乗ることができます。その条件とは地下から湧出する温水・鉱水などで 水温が 25 以上あること、含んでいる化学成分（溶存物質総量又は遊離炭酸以下 18 項目）が基準以上であること、のいずれかひとつを満たしておればよいことはよく知られています。

「湧出」は、地殻の割れ目からコンコンと絶え間なく湧き出す（自然湧出）イメージが強いのですが、法第 2 条でいう「ゆう出」には、機械掘削され、そこに挿入されたパイプから湧き出す（掘削自噴）源泉に加えて、水中ポンプなどの動力を使ったいわゆる「掘削動力揚湯」も含まれます。

掘削技術の進歩は著しく、最近では地下数千メートルも可能であると言われていいます。現実には都道府県の審議会の指導によ

って 1,000～1,500 メートルを限度としていますが、本県でも海面より低い位置に源泉を求めていることとなります。

温泉の源はそのほとんどが天水です。雨水が気が遠くなるような時間をかけて、何層にも重なった地層を断層などに沿って浸透して蓄えられたものです。

したがって、1,000 メートルの地下に蓄えられた水は、広範囲の、場合によってはとてつもない離れた場所から供給された天水であるかもしれません。ここに「温泉は地域全体の共有財産」的な性格があると考えられます。



温泉を一日も長く活用できるよう、環境省では「温泉の保護と利用に関する懇談会」を組織して、幅広い意見の集約を図っています。この懇談会に本研究所の職員も参加していますので、温泉に関する意見・提言・苦言を下記までお寄せください。懇談会に出きる限り反映させていきたいと思っていますので、ご協力をお願いします。

（企画情報科）